10　南九州地区（九州財務局の管轄区域のうち、福岡財務支局の管轄区域を除いた区域）
⑴　熊本県
⑵　九州財務局管財部宿舎総括課
⑶　〒860―8585 熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎
⑴　大分県
⑵　大分財務事務所管財課
⑶　〒870―0016 大分市新川町２―１―36 大分合同庁舎
⑴　宮崎県
⑵　宮崎財務事務所管財課
⑶　〒880―0805 宮崎市橘通東３―１―22 宮崎合同庁舎
⑴　鹿児島県
⑵　鹿児島財務事務所管財課
⑶　〒892―0816 鹿児島市山下町13―21鹿児島合同庁舎
⑵　鹿児島財務事務所名瀬出張所統括国有財産管理官
⑶　〒894―0036 奄美市名瀬長浜町１―１名瀬合同庁舎

別記２　競争参加資格審査申請用インターネット受付専用ホームページＵＲＬ
１　建設工事
https://www.pqr.mlit.go.jp/
２　測量・建設コンサルタント等
https://www.pqrc.mlit.go.jp

別記３　業種別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　業種の区分　⑴付与数値：等級　⑵予定価格の範囲〕
１　建設工事（総合建設工事）
⑴　1,250以上　：A
1,100以上　1,250未満：B
850以上　1,100未満：C
850未満：D
⑵　A：72,000万円以上
B：30,000万円以上　72,000万円未満
C：　6,000万円以上　30,000万円未満
D：　6,000万円未満
２　建設工事（総合建設工事以外の工事）
⑴　900以上　：A
700以上　900未満：B
700未満：C
⑵　A：1,500万円以上
B：　500万円以上　1,500万円未満
C：　500万円未満
３　測量・建設コンサルタント等
⑴　145以上　：A
85以上　145未満：B
30以上　85未満：C
⑵　A：1,000万円以上
B：　350万円以上　1,000万円未満
C：　350万円未満

別記４　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１　さいたま新都心合同庁舎２号館関東地方整備局一元受付ヘルプデスクあて　電話番号048―600―6670

別記５　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
ファクシミリ番号06―7506―9497

競争参加者の資格に関する公示

真駒内㉔札幌病院新設通信工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成24年10月30日
支出負担行為担当官
北海道防衛局長　島川　正樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01
１　工事名　真駒内㉔札幌病院新設通信工事
２　工事場所　北海道札幌市
３　工事概要
真駒内駐屯地
札幌病院新設に伴う通信設備工事
・病院新設
構造：プレストレストコンクリート造
地上６階／地下１階建て
規模：延べ面積約22,600㎡
・屋外工事
構内通信線路工事
４　工期　平成26年12月20日まで
５　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成24年10月30日から同年11月19日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　北海道防衛局総務部契約課　電話011―272―7513
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
６　申請書の提出
⑴　提出期間　平成24年10月30日から同年11月19日まで（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成24年10月30日付支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第４と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、平成24年11月20日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
ア　装備施設本部長から電気通信工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した電気通信工事に係る経営事項審査数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項審査数値欄の点数）が、代表者は1,100点以上、代表者以外の構成員は1,000点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1650号（ＣＣＰ）。 6. 8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成９年度以降に、元請けとして、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホームのいずれかの新設通信設備工事、又は１棟で延べ面積4,000㎡以上の建物に係る新設通信設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
イ　建設業法の電気通信工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　電気通信工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。